

戸沢村障害者活躍推進計画

| | |
|--------------------|---|
| 機関名 | 戸沢村 |
| 任命権者 | 戸沢村長 |
| 計画期間 | 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間） |
| 戸沢村における障害者雇用に関する課題 | 中途障害者として身体障害者となった職員が若干名在籍することもあるが、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていないため、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。 |

【目標】

| | |
|------------|--|
| ① 採用に関する目標 | 【実雇用率】 （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：1.85% （評価方法）毎年の任命状況通報により把握・進捗管理。 |
| ② 定着に関する目標 | 不本意な離職者を極力生じさせない ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。 |

【取組内容】

| | |
|-------------------------|---|
| 1. 障害者の活躍を推進する体制整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口を設置し周知する。 ○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）全員について、山形労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 |
| 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | <ul style="list-style-type: none"> ○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、職務整理表や組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。 ○新規採用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができていないかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。 |

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 基礎的環境整備として障害者が利用しやすい環境に配慮した休憩室の設置（エレベーター、多目的トイレは設置済）のほか、障害者の要望を踏まえた環境整備や就労支援機器の購入を検討する。
- 相談窓口への相談のほか、障害者である職員に対しては必要な配慮等の有無を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
- 募集・採用に当たっては以下の取扱いを行わない。
 - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ・特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。

4. その他

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく、障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。